

平成 26 年 6 月 11 日

消費者機構日本と株式会社ティップネスの裁判外の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本(以下「消費者機構日本」という。)が、フィットネスクラブの経営を行う株式会社ティップネス(以下「ティップネス」という。)に対し、ティップネスの使用する会則において規定する条項のうち、以下の条項について、消費者との間で契約の締結をする際に、当該条項を含む意思表示を行わないこと及び当該会則から削除することを求めた事案である(括弧内の条文番号は根拠とする条文。)

- フィットネスクラブの施設利用に際して本人又は第三者に生じた人的・物的事故については、ティップネスの調査によりティップネスに過失があると認めた場合以外はティップネスは一切損害賠償の責めを負わないと規定する条項(消費者契約法(以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号)
- 所定の方法により貴重品として施設に預けた場合を除き、フィットネスクラブの施設利用に際して生じた盗難については、ティップネスは一切損害賠償の責めを負わないと規定するとともに、フィットネスクラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により使用するものとし、収納物の盗難・毀損等について一切の損害賠償・補償等の責任を負わないと規定する条項(法第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 3 号)
- 施設の全部又は一部を休業する場合で、それが気象・災害・警報・注意報等により安全に営業を行うことができないとティップネスが判断した場合及び行政指導・法令等重大な理由によりやむを得ないとティップネスが判断した場合は、会費を会員に返還しないと規定する条項(法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 10 条)

- ティップネスは必要と認めた場合、会則の改定ができ、改定内容は全会員に適用されるものとし、その告知は施設内への掲示とすると規定する条項（法第 10 条）

( 2 ) 結果

消費者機構日本とティップネスは、平成 26 年 5 月 12 日に別添のとおり合意した。

2 . 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本  
理事長 芳賀 唯史

3 . 事業者等の氏名又は名称

株式会社ティップネス  
代表取締役 武信 幸次

4 . 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報( )の概要

なし

( ) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 担当：高桑、稲垣

電話：03 - 3507 - 9264

URL：http://www.caa.go.jp/

## 合意書

株式会社ティップネス（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という。）は、本日、甲が消費者との契約において使用する会則についての乙の「申入れ及び問い合わせ」及び「ご照会書」に対する甲の回答が、「別表」のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

## 記

第1条 甲は、消費者との会員契約の締結に際し、次のとおり確約する。

- (1) 甲は、消費者に対し、「本クラブの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。但し、会社の調査により会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の補償をするものとします。」及び「会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。また本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責任を負いません。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除きます。」との意思表示を行わない。
- (2) 甲は、甲の施設の全部若しくは一部を休業若しくは閉鎖し、又は、甲の施設の全部若しくは一部の利用を制限若しくは中止する場合には、その原因が甲の責に帰するものであると否とを問わず、休業若しくは閉鎖又は利用制限若しくは利用停止期間に応じて、既払い会費の返還又は会費を減免する等、消費者の利益に配慮した措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく「施設の一部休業、会則第24条2.(1)および2.(2)の事由による休業については、会社に会員に会費を返還しないものとします。」との意思表示を行わない。
- (3) 甲は、会則を改定する場合には、消費者に対し、改定事項の重要度に応じて、十分な周知期間を設けたり、事前に書面を交付したりするなどして、消費者が契約を継続するか否かを判断する機会を与えることとする等、消費者にとって不意打ちとならないような措置を講ずるものとし、それらを講ずることなく、「会社は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。」との意思表示を行わない。

第2条 甲は、乙が2013年8月2日付「申入れ及び問い合わせ」で申入れの対象とした会則の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を管理又は保存用を除き破棄したこと、及び2014年1月4日から別紙内容に添って改定した会則の内容が記載されたパンフレット、ホームページサイト等を使用していることを保証する。

第3条 甲は、甲の従業員等に対し、前二条の履行を確保するために適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第4条 甲が前三条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 甲は、消費者に対して、第1条に沿って改定した「会則」、パンフレットを交付する。
- (2) 甲は、消費者に対して、精算などの対応が必要な場合においては、速やかに対処する。
- (3) 再発防止のため、甲は、違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (4) 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
- (5) 甲及び乙は、必要に志じ、再発防止に向けて協議を行い、甲及び乙合意の上、新たな合意書を作成する場合がある。

第5条 乙が、本合意書の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときは、甲は、改定した会則の提供その他必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを双方確認する。

甲及び乙は、本合意書面を2通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2014年5月/2日

甲 東京都港区三田3-4-10リーラヒジリザカ  
株式会社ティップネス  
代表取締役 武信 幸次

乙 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体・特定非営利活動法人  
消費者機構日本  
理事長 芳賀 唯史

	乙の申入れ事項	甲の回答及び会則の改定状況
申入れ事項1	<p>下記2つの条項は、当該事業者に過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であると読めるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会則第18条1項 本クラブの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。但し、会社の調査により会社に過失があると認められた場合には、会社は一定の補償をしますものとします。</p> <p>改定前の会則第19条 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。また本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを使用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について一切の損害賠償・補償等の責任を負いません。但し、所定の方法により貴重品として会社に預けた場合は除きます。</p>	<p>下記の通り、改定します。なお、「適正な範囲の賠償」とは、会社に帰責事由のある行為と相当因果関係のある損害の賠償をいいます。</p> <p>改定後の会則第18条1項 本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p> <p>改定後の会則第19条 会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。</p>
申入れ事項2	<p>下記の会則第24条4項は、同2項(1)(2)の事由が生じたときの休業につき、会費を不返還とするものであるところ、それらの場合に休業の長短を問わず一切の会費を不返還としている点等につき、消費者の権利を制限し、一方的に利益を害するものです。したがって、消費者契約法第10条等に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会則第24条 1. 略 2. 1. の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。 (3) 略 4. 施設の一部休業、2. (1) および2. (2) の事由による休業については、会社は会員に会費を返還しないものとします。(以下、略)</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会則第24条 1. 略 2. 同左 4. 施設の一部の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、2. (1)(2)(3)の事由による休館店舗の個店利用会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる種別の会員は対象外とします。 (1) 月間15日営業日以上全館休館した場合は、当該月の会費はいただきません。 (2) 月間8営業日以上14営業日以内全館休館した場合は、当該月の会費は50%をいただきます。 (3) 月間7営業日以内の全館休館の場合は、所定の月会費をいただきます。</p>

申入れ事項3	<p>下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけず、一方的にクラブ会員会則の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるため、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会則第28条 会社は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。</p> <p>改定前の会則第29条 本会則に関する会員への告知は、施設内へ掲示とします。</p>	<p>下記条項に改定します。</p> <p>改定後の会則第28条 会社が会則を改定する場合には、改定日の2カ月以上前に第29条(告知の方法)及び別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。改定された会則は、改定後初めて到来する契約開始時(契約更新の場合は、契約更新時)から会員に適用されるものとします。</p> <p>改定後の会則第29条 本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。</p>
--------	--	--